

第2回 みなかみ町景観審議会議事録

- 1 日 時 平成 29 年 6 月 22 日（水） 午後 1 時 30 分から午後 2 時 45 分
- 2 場 所 みなかみ町役場本庁舎 3 階 第 2 会議室
- 3 委 員 石坂堅一委員、本多剛委員、笛木幸次委員、林広行委員、藤井好博委員、
本多春夫委員、永井完児委員、杉木寿一委員、山賀晃男委員、
小野与志雄委員、秋本周委員、中村潤委員、田子秀夫委員、
- 4 欠席委員 高野一男委員、
- 5 事務局 古川地域整備課長、味戸都市計画グループリーダー、
石坂都市計画グループ係長、(株) パスコ、
- 6 議 事
 - (1) 開 会
 - (2) あいさつ 岸町長
 - (3) 委員紹介
 - (4) 議事日程

第一 会長の選出

委員より事務局に案が求められる。事務局から永井委員を会長への推薦があり委員の承認を受ける。

会長就任挨拶。

第二 副会長の選出

会長より事務局に案が求められる。副会長に石坂堅一委員、本多剛委員、小野与志雄委員の推薦があり委員の承認を受ける。

第三 議案上程

第 1 号議案 みなかみ町景観計画の策定について

<資料 1：景観計画とは>

事務局より資料内容を説明

会 長： 事務局から説明がありました。お聞きになって何かご質問はありますか。

委 員： 景観の維持や開発をコントロールするために規制することになると思うのですが、その中、4 ページで「強制力を発揮する」とありますが、これはどの程度力があるものなのか、そこが一番問題になってくるような気がするのですが、そのあたりを教えてくださいませんか。

会 長： 景観を維持するものと開発するものということの内容について質問がありました。事務局いかがですか。

事務局： どの程度かということに関しましては、まず、制限の対象となった場合に届出をしていただくこととなりますので、そこで景観行政団体となるみなかみ町のチェックが入ることとなります。その対象とあわせて景観形成の基準といったものを景観計画に位置づけ、その基準にあっているかどうかということのことを審査することとなります。その審査をした結果、計画されている。たとえば建築物の建築に関して基準に合わない場合は勧告することができますし、さらに進んで変更命令を出す仕組みにすることもできます。ここにつきましても強制力をどの程度持たせるのかということに関しては、計画の中で様々なケースが考えられますし設定もできるかと思しますので、どの程度の強弱をつけるのかということもご意見を頂戴できればと考えています。

会長： ほかにご質問、ご意見ありますか。ただいまの「景観計画とは」で説明していただいた9ページのところに、町にとって景観が大事な理由とか景観づくりに取り組む理由とかタイミングの必要性だとかそういったところで取り上げておりますので、全体的にはこういったものを基本としながら色々これから進めていくということでもよろしくお願ひしたいと思ひます。

<資料2：みなかみ町景観計画：景観調査及び景観特性と課題の整理>

事務局より資料内容を説明

会長： みなさんの方から今の説明をお聞きしてご意見・ご要望・提案とかありましたら伺いたいと思ひます。基本的にはこの内容で進めていくということでもよろしいでしょうか。かなり広範囲に渡った課題がありますのでなかなか理解をするということが難しいと思ひます。

委員： 単純にここに住んでいる住民の人たちの考え方と観光で外から来る方の観点はちょっと違うような部分も出てきますよね。そういったところをどう考えているか。また新治村の時代に、景観に関するルールづくりをやってきましたよね。新治式住宅という話がちょっとうろ覚えで確かな話ではないかもしれないですけども、新治式住宅みたいなことがあって、そういったところに家を建てる人は屋根の形とか壁の色とかそういう制限を設けたときに、なかなかそれがうまくいかずに、若い人たちが家を建てるときにそんなところで家は建てられないという。ましてや新治式住宅からはじまってなかなかその土地が売れなかった。そういう現実があったわけですからそういった細かいところをどう考えていくのかというのはこれからの課題なのでしょうけど。そういったところの部

分は、これから進めていく中では意見としては出るんだろうと思いますけど、そんな具合のことを感じたものですから。

会 長： 確かに旧新治村で景観条例を作る時に、住宅を新規に作る場合に屋根の形をこういうふうにしてくださいとか、外壁はこういうふうにしてくださいとか、そういうことで大工さんや建築の関係の方とも相談しながら作っていったような記憶があるのですが。中にはですね、自分のお金で自分の土地に自分が作るのだから余計なことと言うなと言われた記憶があります。なかなか難しい問題を含んでいることは確かなんですね。だけどその条例を作った時の考え方が、自分の家が景色の一つ、景観の一つということの説明しながらいろいろと説得はしたんですけど、やっぱり最終的には、条例には罰則規定も何もないんでうまくいかなかった。しかし、そういったことは非常に大切だと思いますよね。先ほどの話だと小規模なものは除かれるよというようなお話もありましたね。

事務局： 除くこともできるということです。

委 員： ちょっと心配なのは、少子化ということもあって人口が減っている中で若い人たちが帰ってくる。そういうことの意識も考えていかないと。

今の中身がそういうものを無視しているとは考えていませんけれども、そこが薄くなると景観が良くなってもどんどん住んでいる人が少なくなるじゃないですか。そういうことも多少は今の状況の中で心配な部分ですからその辺を忘れてはならないのかなとそんな気がしています。

会 長： たくみの里の話をしますけれども、たくみの里については現状は非常に景観に関しては細部に神経を使っているなどというように感じますよね。電柱もすべて地中化したり、看板についてもチェックがあるというようなことで、考え方が生きているかなというような感じがしますけれども。

委 員： 太陽光の関係もかなり厳しい。新しい形の太陽光出来たじゃないですか。

会 長： 太陽に向かって可動するものですね。日光を追って回ってるわけですよ。結局、木を伐採してしまっている。だから雨水の吸収が出来ない。風呂屋の上なんかも非常に心配ですよ。

会 長： 太陽光発電の施設は、許可申請みたいのはあるのですか。

事務局： 太陽光発電の施設そのものはないです。

会 長： 地主さんなりなんなりが考えてやるってことが出来てしまう。

事務局： たとえば大規模の開発であれば届出制度があったり、みなかみ町の開発指導要綱による指導があったりします。

会 長： ゴルフ場を潰して、今、太陽光発電の施設を作っていますよね。月夜野カントリーだとか、群馬カントリーだとか。ああいうのは申請が基本あ

るのですか。

事務局： 群馬カントリーの方は、みなかみ町の開発指導要綱でやっています。

月夜野カントリーの方は、大規模開発の届出は、既にゴルフ場を作る時に出ています。

会長： 下の集落の17号線ぐらいまで、雨水が流れるケースを心配してるんですよね。

会長： 初めて目にする言葉が結構出てきているので、なかなかこの席で理解するのは難しいと思いますが、とりあえず今日は、時間の関係もあるので、特別何か気づきの点があれば言ってください。

委員： みなかみ町全体で同じものを作るのか、人が住む地域はいろいろ旧日本風な建物がいいのでしょうかけれども、大手住宅メーカーの建物だと、なかなかあわない。私の住んでいる藤原とか景観も何もぐちゃぐちゃでやっているんですけど、あっちはあっちでどういうふうにするのか。

湯原の温泉街をどうするのか。場所毎によって大分違うと思いますがそれをいっしょにするのか。それともここはこう、ここはこうというように分けてやるのか。確かにたくみの里はうまくいっていると思いますけどね。たくみの里だからうまくいっている訳で、あれをみなかみ全体に広げようと思うと、なかなか国道17号沿いとかになると難しいでしょうし。その辺、どう考えるか聞かせていただきたい。

会長： 地区ごとの対応が可能かどうかということなんですけども。

事務局： 景観計画は、中身が結構自由に決められるものなんです。対象として今考えているのは、この後ちょっと話をさせていただくんですけども、みなかみ町全域を計画の対象とする区域にしたいと考えています。

ただ、その中については、広い町域の中で町の成り立ちとか特徴とか違う部分が多々あるので、これから考えていく中では、地域毎に則した誘導の仕方、ルール決め方というのがあるのではないかなというふうに考えています。なので、どういうようにこの町域を区分してどういったルールを作っていくのか、ということについてもこれから検討していきたいと思えますし、そういった、たたき台といいますか、そういったものをご提示していきたいなと考えております。

会長： 景観計画については、町全体の考えについても、個々についても、柔軟な対応を織り込む場合もあるのか、というようなお話だと思います。

<資料3：みなかみ町景観計画：景観計画の作成>

事務局より資料内容を説明

質疑とも特になし

7 その他

<協議内容とスケジュール>

事務局より資料内容を説明

質疑とも特になし

8 閉 会

以 上